

一般社団法人富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部管理課長

入札心得の改正について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「地方自治法施行令」の一部改正に伴い、別添のとおり入札心得を改正し、平成27年4月1日以降に公告または指名通知を行う入札から適用することとしましたので、貴会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

(主な改正点及び留意事項)

1 工事費内訳書の提出義務化

- ・公共工事の入札の際、入札金額の内訳の提出が義務付けられることに伴い、予定価格事後公表対象工事を含むすべての工事の入札において、工事費内訳書の提出を求めます。また、工事費内訳書を提出しない者のした入札を無効とします。
- ・工事費内訳書の内容に不備（提出者名、工事番号、工事名の誤記、入札金額と工事費内訳書の工事価格の著しい相違等）がある入札を原則として無効とします。
- ・工事費内訳書に記載を求める項目は、現在、予定価格事前公表対象工事において求めている項目と同様です。
- ・再度入札の場合は、工事費内訳書の提出は求めません。

2 暴力団等排除対策の強化

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる以下の者は競争入札に参加することはできません。

指定暴力団員、指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの、指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

- ・これを徹底するため、入札参加者は新たに追加した「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾のうえ、入札することとします。

3 設計図書等に関する質問受付期間の変更

- ・適切な回答を行う時間を確保するため、指名競争入札における設計図書等の質問受付期間を入札書の受付開始日の前々日までに改めます。

(事務担当)

入札・契約係

重 要

工事費内訳書の提出義務化について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、平成27年4月1日以降に公告又は指名通知を行う公共工事の入札に参加する建設業者は、入札書とともに入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を提出することが義務付けられました。

つきましては、入札心得等を熟読のうえ、入札書とともに、工事費内訳書を必ず提出してください。

工事費内訳書を提出しない場合は、その者のした入札を**無効**とします。また、提出された工事費内訳書の内容に不備（提出者名、工事番号、工事名の誤記、入札金額と工事費内訳書の工事価格の著しい相違等）がある場合は、入札を原則として**無効**としますので注意してください。

入札が無効となる工事費内訳書の例

- ◆白紙である場合（必要な内訳レベルが記載されていない場合も含む）
- ◆他の工事の内訳書である場合
- ◆工事番号の記入がない場合
- ◆工事費内訳書のほか、無関係な書類が添付されている場合
- ◆工事費内訳書が特定できない場合

例) 工事費内訳書を複数提出している（複数のシートがあるエクセルファイルが提出されている等）

- ◆提出者名、工事番号、工事名に誤記がある場合

※外字、旧字は誤記とみなしません

※入札書の提出者が共同企業体である場合、代表者名のみ記載とならないように注意してください。

	本来すべき記載	誤 記
提出者名	A工業・B建設〇〇工事共同企業体	A工業
工事番号	4260854	4260584
工事名	〇〇線 道路改良第1工区工事	〇〇線 道路改良第2工区工事

いずれも無効

- ◆入札金額と工事費内訳書に記載された工事価格に著しい相違がある場合
- ◆工事費内訳書に記載された工事価格と、内訳を合計した額に相違がある場合

例) 指示された内訳の全部又は一部の記載がない

例) 計算ミス